

土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地震発生時における既存木造住宅の倒壊等を防止し、もって災害に強い安全な街づくりを目指すため、耐震性能を強化する必要がある木造住宅に係る耐震改修計画の作成又は耐震改修工事（以下「工事等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法が施行される以前に建築された木造在来工法による階数2以下の戸建住宅又は昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築した木造在来工法による階数2以下の戸建住宅（兼用住宅を含む。）をいう。
- (2) 木造在来工法 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とし、垂直方向の力には柱で、水平方向の力には梁^{はり}で抵抗することを基本原理とした筋交い等で強度を高める工法をいう。
- (3) 耐震診断士 県知事が認定した木造住宅耐震診断士として登録された者をいう。
- (4) 一般耐震診断 市が派遣する耐震診断士が財団法人日本建築防災協会が平成16年7月12日に発行した木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）（以下「耐震診断方法書」という。）の一般診断法により木造住宅の耐震性を評価することをいう。
- (5) 精密耐震診断 耐震診断士が耐震診断方法書の精密診断法により木造住宅の耐震性を評価することをいう。
- (6) 耐震改修計画 木造住宅の耐震性を向上させるために作成する改修計画をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき、基礎の補強及び土台、柱、筋交い、梁^{はり}、壁等の補強又は改修を行う工事をいう。
- (8) 上部構造評点 外力に対し保有する耐力の安全率に相当する評価点数

で、対象住宅の各階及び各方向について算出したものの最小値をいう。

(助成対象建築物)

第3条 助成の対象となる建築物は、延べ面積が30平方メートル以上で、一般耐震診断を受診した木造住宅とする。ただし、次の各号に掲げる木造住宅にあっては、それぞれ当該各号に定める条件についても該当するものとする。

- (1) 兼用住宅 住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないこと。
- (2) 耐震改修計画の作成を行う木造住宅 一般耐震診断における上部構造評点が1.0未満であること。
- (3) 耐震改修工事を行う木造住宅 耐震改修工事により上部構造評点が改修前に比して0.3以上上昇し、かつ上部構造評点が1.0以上となること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する木造住宅を所有し、自己の居住の用に供するために、当該木造住宅に係る工事等を行う者
 - (2) 第7条の規定による申請をした日において、市税を滞納していない者
- (助成対象工事等)

第5条 助成金の交付の対象となる工事等は、耐震改修計画（精密耐震診断に基づき作成されたものに限る。）及び耐震改修工事（建築工事業の建設業許可（建設業法（昭和29年法律第100号）第3条第1項の規定による許可をいう。）を持つ建設業者であって、市内に本店、支店又は営業所を有する者が施工するものに限る。）とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる対象経費の区分に応じ、同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該対象経費に当該助成率を乗じて得た額が同表右欄に掲げる助成限度額を超える場合は、それぞれ当該助成限度額とする。

対象経費の区分	助成率	助成限度額
耐震改修計画に要する経費	1 / 3	100,000円
耐震改修工事に要する経費	1 / 3	300,000円

2 兼用住宅に係る前項の表の左欄に掲げる対象経費の区分に定める経費の額は、当該兼用住宅の住居の用に供する部分の床面積を兼用住宅の床面積

で除した数に，当該経費の額を乗じて得た額とする。

3 助成金の交付は，第1項の表の左欄に掲げる対象経費の区分ごとに，助成対象建築物1棟につき1回とする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は，土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に，市長が必要と認める関係書類を添付して市長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，助成金の交付を決定したときは，土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により，当該申請をした者に通知するものとする。

（工事の変更等）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は，当該決定に係る工事等の内容の変更又は中止をするときは，土浦市木造住宅耐震改修促進事業工事等内容変更（中止）承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

（変更等の決定）

第10条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，工事等の内容の変更又は中止を認める場合は，土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付工事等内容変更（中止）決定通知書（様式第4号）により，当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 第8条の規定による助成金の交付又は前条の規定による変更の決定を受けた者は，当該決定に係る工事等が完了したときは，土浦市木造住宅耐震改修促進事業実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める関係書類を添付して市長に報告しなければならない。

（助成金の交付額の確定）

第12条 市長は，前条の規定による実績報告に基づき助成金の交付額を確定したときは，土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付額確定通知書（様式第6号）により，当該実績報告をした者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条の規定による助成金の交付額の確定の通知を受けた者は，土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金請求書（様式第7号）により，市長に請求しなければならない。

(補則)

第 1 2 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この告示は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

氏 名 ㊟
住 所
電 話

土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付申請書

土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項第7条の規定により，助成金の交付を受けたいので，関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

助成金交付申請額		円
工事等の区分	1 耐震改修計画 2 耐震改修工事	
助成対象 建築物	建物所在地	土浦市
	建築時期	明・大・昭 年 月
	面積	m ²
対象経費		円

※ 添付書類

- （1）助成対象建築物の所有を明らかにする書類の写し
- （2）市税に滞納がないことを明らかにする書類
- （3）見積書その他工事等に必要な費用を確認することができる書類
- （4）建築確認済証の写しその他助成対象建築物の建築年月日を確認することができる書類
- （5）前各号に定めるもののほか，市長が必要と認める書類

第 年 月 日 号

殿

土浦市長

印

土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成金交付決定額		円
工事等の区分		1 耐震改修計画 2 耐震改修工事
助成対象 建築物	建物所在地	土浦市
	建築時期	明・大・昭 年 月
	面積	m ²
対象経費		円
助成金交付の条件		<p>(1) この助成金は、助成対象の工事等以外の経費に使用しないこと。</p> <p>(2) 工事等完了後、速やかに土浦市木造住宅耐震改修促進事業実績報告書を提出すること。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合又はこの決定の内容等に違反した事実が判明した場合で、既に交付を受けた助成金があるときは、当該助成金を直ちに返還すること。</p>
助成金交付に係る指示事項		

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

氏 名 ㊟

住 所

電 話

土浦市木造住宅耐震改修促進事業工事等内容変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた工事等について内容の変更（中止）の承認を受けたいので、土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

工 事 等 の 区 分	1 耐震改修計画	2 耐震改修工事
工事等の内容変更 （中止）の理由		
変更後の対象経費		円

第 号
年 月 日

殿

土浦市長

印

土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった工事等の内容の変更（中止）については、土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 工事等の内容変更を認め、助成金の交付額等を次のとおり変更します。

工事等の区分		1 耐震改修計画	2 耐震改修工事
対象経費	変更前		円
	変更後		円
助成金の 交付決定額	変更前		円
	変更後		円
助成金の交付決定額の変更理由			
変更決定後の助成金の 交付条件			
変更決定後の助成金交 付に係る指示事項			

- 2 工事等の中止を認めます。

年 月 日

（報告先）土浦市長

報告者

氏 名 ㊟

住 所

電 話

土浦市木造住宅耐震改修促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付（工事等の内容変更）の決定を受けた工事等が完了したので、土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

工事等の区分		1 耐震改修計画	2 耐震改修工事
工事等の完了年月日		年 月 日	
対 象 経 費		円	
助 成 金	交付決定額	円	
	精 算 額	円	
添 付 書 類		(1) 一般診断及び精密診断の診断表の写し (2) 耐震改修計画書の写し (3) 工事完了報告書の写し (4) 工事工程写真 (5) 契約書又は領収書の写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ※ 耐震改修計画については(1)、(2)及び(5)を添付してください。	

第 号
年 月 日

殿

土浦市長

印

土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付（工事等の内容変更）の決定をした工事等に係る助成金については、下記のとおり交付額を確定したので、土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項第12条の規定により通知します。

記

助成金交付確定額		円
工事等の区分	1 耐震改修計画 2 耐震改修工事	
助成対象 建築物	建物所在地	土浦市
	建築時期	明・大・昭 年 月
	面積	m ²
対象経費		円

年 月 日

（請求先）土浦市長

請求者

氏 名

㊞

住 所

電 話

土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた助成金
について、土浦市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要項第11条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

助成金の確定額	円
助成金の振込先	金融機関名 銀行 支店 口座の種別 普通 ・ 当座 口座番号 口座名義人